

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日
に当たるときは、
その翌日)

目次
◇規 則 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和四十七年三月三十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県規則第三十四号

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則(昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号)の一部を次のように改正する。

第一条中「総務部財政課」を「総務部税務課」に改める。

第三十七条中「第四条」を「第四条の二」に改める。

第二十一号様式その二中「**年令階**」を「**税務階**」に改める。
第二十八号様式その五を次のように改める。

第二十八号様式その五

一人別徴収簿

年度	納税者 住所 氏名	納税標準額	税額	納期限		納税貯蓄組合				
				延長納	期限					
調定	年月日	摘要	課税標準額	税額	納	納税貯蓄組合				
					延					
					長					
					納					
					期					
収納	年月日	摘要	課税標準額	税額	納	納税貯蓄組合				
					延					
					長					
					納					
					期					
区	年月日	摘要	課税標準額	税額	延滞金	滞納処	担当者印	督促番	号	記

(狩猟免許税・入猟税用)

第五十三号様式の二

月分		払 込 書 ㊦			
県税	口座 番号	松江公 番	加入 者	県 税 事 務 所	
第 号	(納付者)				
年度	納				
(款)		(項)		(目)	
県 税		県 民 税		個 人	
本	現年課税分		十億千百万千	百十	円
税	滞納繰越分				
加 算 金					
延 滞 金					
合 計					
払い込むべき場所					
銀行 店又は近くの 銀行 店					
若しくは郵便局					
日 計					受付(領収)日付印
口	十億百十万千	百十	円		

月分		領 収 済 通 知 書 ㊦			
県税	口座 番号	松江公 番	加入 者	県 税 事 務 所	
第 号	(納付者)				
年度	納				
(款)		(項)		(目)	
県 税		県 民 税		個 人	
本	現年課税分		十億千百万千	百十	円
税	滞納繰越分				
加 算 金					
延 滞 金					
合 計					
上記のとおり領収しましたので通知します。					
取りまとめ 指定金融 機 関 名			指定金融 機関等又 は郵便局 の領収日 付印		
取りまとめ 郵便局名					

月分		領 収 証 書 ㊦			
県税	口座 番号	松江公 番	加入 者	県 税 事 務 所	
第 号	(納付者)				
年度	納				
(款)		(項)		(目)	
県 税		県 民 税		個 人	
本	現年課税分		十億千百万千	百十	円
税	滞納繰越分				
加 算 金					
延 滞 金					
合 計					
上記のとおり領収しました。					
指定金融機関等 又は郵便局の領 収日付印					

第五十三号様式の二を次のように改める。

附 則

この規則は、昭和四十七年四月一日から施行する。